

# 九州大学附属図書館医学図書館講習会スペース予約使用内規

令和4年9月9日  
医学図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、医学図書館1階アクティブラーニングルーム内の講習会スペース（以下「講習会スペース」という。）の事前予約した上での使用（以下、「予約使用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予約使用の範囲)

第2条 講習会スペースは、次に掲げる用途の場合に予約使用することができる。

- (1) 附属図書館が主催または共催する講習会、行事等
- (2) 本学の職員により行われる授業
- (3) 本学及び本学の部局が主催する会議、行事、研修等（第1号に規定するものを除く）
- (4) その他医学図書館長が適当と認めたもの

(予約使用時間)

第3条 講習会スペースの予約使用時間は、平日の開館時から閉館の30分前までとする。

2 前項の時間には、準備時間及び片付け時間を含むものとする。

(予約使用の申込及び許可)

第4条 講習会スペースを予約使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、遅くとも使用予定日の1週間前までに、日時、目的等をWEBサイトから申請するものとする。

2 前項の申請内容について、第2条に定める事項との適否等を検討し、その結果を使用者に通知するものとする。

(予約使用上の注意事項)

第5条 講習会スペースの予約使用にあたっては、十分な注意をもって使用すると共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 移動した机、いす、備品等は現状に戻すこと。
- (3) 使用後は、閲覧係へ連絡すること。
- (4) 1階ブラウジングルームを除き建物内での飲食は行わないこと。

(予約使用の許可の取り消し)

第6条 使用者が虚偽の申請をしたとき又は前条の注意事項を遵守しなかったときは、予約使用の許可の取り消し又は以後の申請の許可をしないことができる。

(利用の制限)

第7条 下記の期間中および、試験期等で閲覧室が非常に混雑している場合は、講習会スペースとしての利用を受け付けられないことができる。

- (1) 7月中旬から8月初旬
- (2) 11月から翌年2月中旬

(損害賠償)

第8条 使用者が故意又は過失により、施設又は設備を破損又は減損したときは、その損害を弁償しなければならない。

第9条 この内規に定めるもののほか、講習会スペースの予約使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年10月6日から施行する。